

女性のひろば 2024 年 7 月号に掲載した原稿

## 自衛隊名簿提供違憲訴訟（RYU 裁判）、18 歳高校生が国、奈良市を提訴

自衛隊員募集のために、防衛省は全国の自治体に対し 18 歳、22 歳の個人 4 情報、氏名、住所、生年月日、性別の提出を求めています。近年この要請に応じる自治体が急増し全国で 6 割超となっています。奈良市は 2022 年度まで閲覧対応でしたが、2023 年度から紙媒体での名簿提出に変更すると決定し、除外申請制度の新設・自衛隊との覚書締結を行った後に、2023 年 2 月、6419 人の全対象者の情報・本人同意なしの提出を実行しました。

自己に関する情報をコントロールする権利は、憲法 13 条に基づく基本的人権です。個人情報保護法ならびに住民基本台帳法は、個人情報の外部提供を原則禁止しています。本人同意なし個人情報提出は、憲法及び個人情報保護法制に違反します。

これを許さないと、奈良市の 18 歳高校生（当時）RYU（ニックネーム）が裁判の原告になることを決意し、23 年 10 月 14 日に、裁判を支援する会を結成。募金活動などを開始し、13 名の強力な弁護団が結成されました。そして 3 月 29 日原告は、被告、奈良市、国に対し、国家賠償法 1 条 1 項に基づき、損害金の支払いを求め奈良地裁に提訴を行いました。当事者である青年本人が原告となる全国で初めての裁判です。

①原告の個人情報を提供できる明確な法令が存在しないにもかかわらず、自衛隊に個人 4 情報を紙媒体で提供した奈良市の違法行為と、②その違法行為により個人情報を取得・保有・利用した自衛隊の違法行為により、③プライバシー権・自己情報コントロールを侵害され、④精神的損害を被ったので、奈良市および国に対して損害賠償を請求するものです。

とりわけ情報の提供先が、憲法 9 条に違反する自衛隊である点で違法性が重大です。また、高校卒業予定者に対する求人活動については、教育的配慮から募集活動についてさまざまな規制がなされていますが、本件では、本人も保護者も知らない間に、情報が自衛隊に提供され、勧誘に利用されている点でも大きな問題があります。自衛隊からの募集案内はがきが届いた時点で、RYU は 17 歳の未成年でした。

自衛隊はその誕生時から憲法 9 条違反と言われてきましたが、2014 年政府は、それまで集団的自衛権は憲法 9 条に反して許されないとした解釈を覆し、これを容認する閣議決定を行い、翌年それを実施する新安保法制法を成立させました。これにより、自衛権の発動は、日本に対する直接の武力攻撃が発生した場合にのみ、必要最小限度の実力の行使に限って許されるという解釈を否定することになり、自衛隊は一見明白に憲法 9 条に違反する存在となりました。

さらに政府は、2022 年「安保 3 文書」の改定を閣議決定し、「反撃能力」（敵基地攻撃）の保有まで打ち出しました。自衛隊が他国の領域において武力行使をすることが解禁されたことになり自衛隊は憲法 9 条 2 項が保持を禁ずる戦力に該当することがより明確になりました。このような中で現在、5 か年で 43 兆円もの大軍拡が進められていますが、自衛隊員の数は、毎年減少して定員を大幅に割り込み、中途退職者も増加して定員

割れは状態化しています。RYU 裁判は、このような自衛隊の違憲状態を、実態をもとに立証し、大軍拡、戦争をする国づくりを、人的基盤作りの面から阻止することをめざすものです。

RYU は提訴にあたり以下のコメントを発表しました。「自衛隊からの勧誘はがきが届いたときは、自衛隊に行く気もありませんでしたし、特に何も思いませんでした。しかし、その後よく考えてみると、自分の個人情報自衛隊に本人の承諾もなしに渡っていることがすごくおかしいと思いました。自衛隊の印象は、災害救援で活躍しているということぐらいで、それ以上のことは知りませんでした。自分は、戦争はない方がよいと思っています。争いごとは話し合いで解決すべきと思っているので、武器を持ってたたかう自衛隊に参加するつもりはありません。自衛隊から勧誘のはがきが届いたことは、やっぱり怖いなと思っています。全国で自分と同じような年齢の、若者の個人情報が自衛隊に提供されているのはおかしいと感じています。自分が原告になることで、若者の個人情報提供を止めるようにするために、少しでもお役に立てるのなら、という気持ちで、原告になることを決意しました。」全国から裁判への支援をお願いします。

(RYU 裁判を支援する会事務局長・河戸憲次郎)